

※令和3年度諮問第44号（令和3年9月29日諮問）答申書より抜粋

3 付言

（1）諮問説明書と審理員意見書の理由の差異について

本件の諮問に当たって審査庁から提出された諮問説明書には、裁決についての審査庁の考え方の理由として、「理由に係る審査庁の考えは、審理員意見とは結論を同一にするものの、判断過程を異にすることから、次のとおり記載する。」という記載がある。

諮問に当たっての審査庁の判断が、審理員の意見と異なること自体は、関係規定に照らし、想定されているものではあるといえることができる（行政不服審査法（平成26年法律第68号）50条1項4号括弧書き参照）。しかし、審理員は、原処分に関与していない者であり、審理に関する権限を行使して、公正に審理を行うことが求められているから、その審理の結果が審査庁の裁決に適正に反映されるべきものとして審理員意見書の作成を求めるとするのが行政不服審査制度の枠組みである。

このような構造に照らせば、審理終結時と諮問時で事情に変化があったことがうかがわれるわけでもないのに、諮問に係る審査庁の判断が審理員の意見の内容から無限定に乖離するようなことが許容されるとは考えられず、諮問に当たっては、審理員の意見を踏まえることが求められるといえる。そして、仮に異なる判断をしようとするのであれば、審査庁は、その理由を十分に説明する必要がある。

本件の諮問説明書は、上記のように、審査庁の諮問に係る判断と審理員の意見の内容が「判断過程を異にする」と明記しているにもかかわらず、なぜ審理員の採用した判断過程をそのまま採用することができず、異なる判断過程による必要があるのかを具体的に説明しているとはいえない。このような記載は、上記のような行政不服審査制度の構造に必ずしも整合しないのみならず、当審査会における迅速で効率的な調査審議という観点からも望ましいとはいえないから、改善が望まれる。